

Family Life

Column

Story part13-Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

おおつき先生の

保険の話 Part.56 「介護についてその1」(改訂版)

■講師 おおつき先生
株式会社MID代表取締役
ライフコンサルティング

Life Insurance



朝晩の寒暖の差が身に染みてくると、京都の山々の紅葉が見ごろを迎えます。

新型コロナの影響により、京都が財政破綻を迎えるといったニュースも流れていますが、理由は色々あるものの、早くコロナのことを考えずに人が往来できれば良いですね。

新型コロナウイルス感染症は介護報酬へも影響を与えています。「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る事を目的に改定されました。そこで今回から数回にわたり、改めて知っておくべき介護保険の中心にお話させていただこうと思います。

【介護保険の基礎】

2000年4月に介護保険法が施行され、最近の改正2015年4月施行の第4次改正です。難しい話は改めてするとして、まずは介護保険の基礎をおさらいしていきましょう。

(介護保険制度の保険者とは)

この保険制度を運営している組織のことを保険者といいます。この保険者は国ではなく市町村および東京特別区です。保険者は被保険者の管理、保険料の決定、保険給付を行います。つまり我々住民にとって介護保険の窓口は市町村なのです。

(介護保険制度の被保険者とは)

介護保険の被保険者は大きく分けて二つ。

40歳以上65歳未満の第2号被保険者。

65歳以上の第1号被保険者。



外国籍であっても日本に在留資格があり住民登録していれば強制適応の対象。また医療保険に加入していない生活保護受給者は「介護扶助」でのサービスが受けられます。

【介護保険制度の被保険者（加入者）】

- 介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人数	34,40万人 (65～74歳:1,745万人 75歳以上:1,695万人) ※1万人未満の端数は切り捨て	4,200万人
受給要件	・要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ・要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定
要介護者(要支援)認定者数と被保険者に占める割合	619万人(18.0%) 65～74歳:75万人(4.3%) 75歳以上:544万人(32.1%)	13万人(0.3%)
保険料負担	市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

(注) 第1号被保険者及び要介護(要支援)認定者の数は、「平成28年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成28年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成28年度内の月平均値である。

出典 厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」

受給要件の所をご覧ください。第2号被保険者は「加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定」とされていますね。

つまり「それ以外は保障されませんよ!」ということです。ご存知でしたか?

(保険料)

第1号被保険者の保険料は市町村ごとに決められ、保険者の予算の22%が総額となり、それを第1号被保険者の総数で割ったものが、保険料基準額(年額)となります。

保険料基準額は、前年の所得に応じて第1段階から第9段階までに分けられ、各々の保険料が決まり、原則年金天引きで納付します。

第2号被保険者の保険料は全国平均の1人当たりの保険料を計算し、これを各医療保険者が医療保険料に上乗せして納付します。

段階	対象	保険料
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が年額80万円以下	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が年額80万円以上120万円以下等	基準額×0.75
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が年額120万円超	基準額×0.75
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいるものの、本人が市町村民税非課税であり、年金収入等が年額80万円以下	基準額×0.9
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいるものの、本人が市町村民税非課税であり、年金収入等が年額80万円超	基準額×1.0
第6段階	本人が市町村民税非課税かつ本人の合計所得額が年額120万円未満	基準額×1.2
第7段階	本人が市町村民税非課税かつ合計所得額が年額120万円以上190万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が市町村民税非課税かつ合計所得額が年額190万円以上290万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が市町村民税非課税かつ合計所得額が年額290万円超	基準額×1.7

第2号被保険者の保険料は全国ベースで第2号被保険者1人当たりの保険料額を計算し、これを各医療保険者が被保険者数に応じて納付する仕組みです

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、2025年には保険料が現在の5000円程度から8200円程度に上昇が見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間	事業計画	給付(総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度		4.6兆円		
2002年度		5.2兆円		
2003年度	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度		6.2兆円		
2005年度		6.4兆円		
2006年度	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度		6.7兆円		
2008年度		6.9兆円		
2009年度	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度		7.8兆円		
2011年度		8.2兆円		
2012年度	第五期	8.9兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度		9.4兆円		
2014年度		10.0兆円		
2025年度		21兆円程度(改革シナリオ)	8,200円程度	

※2011年度までは実績であり、2012～2013年は当初予算、2014年度は当初予算(案)である。 ※2025年度は社会保障に係る費用の将来推計について(平成24年3月) ※2012年度の賃金水準に換算した値

上記の表は、介護保険給付金と保険料の推移ですが、すでに5回の保険料見直しがありました。給付金も保険料も右肩上がり、これからも増えていくことが想像できます。

(保険料を滞納すると)

第1号被保険者の介護保険料は年金を年額18万円以上受け取っている場合、年金から引き落とされるので、滞納することはありませんが、口座振替や納付書で支払っている場合、滞納してしまうと次のように対応される場合があります。

①1年以上滞納した場合

介護サービスを利用したときの自己負担は、本来1割～3割ですが、保険料を1年以上滞納するといったサービス事業者を利用料を支払う際、全額を自己負担となります。その後、差額については申請することで払い戻されます。(ただし、食費、居住費、日常生活費などは、全額利用者負担になります。)

②1年6ヶ月以上滞納した場合

介護サービスを利用したとき、保険給付金の一部または全部を一時的に差し止められてしまいます。更に滞納が続く場合、差し止めている額から保険料が差し引かれることとなります。

③2年以上滞納した場合

保険給付分は10年遡って通算の未納期間は3割負担となり、高額給付サービス費は給付されません。(未納分は支払期限から2年経過すると時効により納められなくなるので注意が必要です。)

いかがでしたか？今回は介護保険の基礎についてお話をさせていただきました。

次回も介護保険について引き続きお話をさせていただこうと思っておりますので、是非お読みください。

いつもの合言葉、公的保障も理解をして「保険は無理なく無駄なくが1番です」



Insurance representation and life consulting

MID Company Limited

■株式会社MID

京都市西京区川島調子町42-1日章ビル3F

TEL.075-393-6526 e-mail office@ag-mid.jp

<http://www.ag-mid.jp>